

## 新潟県学校給食会物資委員会設置要綱

### 1 目的及び設置

公益財団法人新潟県学校給食会（以下「給食会」という。）の取扱う学校給食用物資について協議し、新潟県内における学校給食用物資の適正円滑な供給を図るため、新潟県学校給食会物資委員会（以下「物資委員会」という。）を置く。

### 2 協議事項

物資委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 学校給食用物資の選定に関する事項
- (2) 学校給食用物資の供給方策に関する事項
- (3) 学校給食用物資の新規開発に関する事項
- (4) 学校給食用物資の情報交換に関する事項
- (5) その他学校給食用物資に関し必要な事項

### 3 委員の数及び委嘱

物資委員会の委員は、16人とし、付表に基づいて新潟県学校栄養士協議会（以下「協議会」という。）から推薦された栄養教諭及び学校栄養職員等を給食会理事長が委嘱する。

### 4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、2年とする。
- (2) 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 5 委員長及び副委員長

- (1) 物資委員会に委員長1人及び副委員長を1人置く。
- (2) 委員長は、協議会の会長又は副会長をもってこれに充てる。
- (3) 副委員長は、委員の互選とする。
- (4) 委員長は、会議を総理し会議の議長となる。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し委員長事故あるときはその職務を代理する。

## 6 会議

- (1) 物資委員会の会議は、給食会理事長が招集する。
- (2) 物資委員会の会議は、毎学期 1 回開く。ただし、給食会理事長において必要と認めたときは、臨時に招集できる。
- (3) 物資委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (4) 物資委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## 7 関係機関等の職員の出席

委員長が協議のため関係機関等の職員の出席を必要と認めるときは、給食会理事長にその旨を要請することができる。

## 8 報告

委員長は、物資委員会の協議の結果を、給食会理事長に報告するものとする。

## 9 幹事

- (1) 物資委員会に幹事を置く。
- (2) 幹事は、給食会の事務局職員のうちから給食会理事長が委嘱し、物資委員会の事務を処理する。

## 10 補則

この規定に定めるもののほか、物資委員会の運営に関し必要な事項は、給食会理事長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 新潟県学校給食会物資委員会設置要綱（平成 22 年 4 月 1 日実施）は、平成 25 年 3 月 31 日限り廃止する。

附 表

委 員

職 種	選 出 区 分	選 出 人 員	選 出 区 分 細 目
栄養教諭及び 学校栄養職員 等	会長又は副会長	1人	
	上 越 地 区	2人	
	中 越 地 区	6人	中越1地区4人、中越2地区2人
	下 越 地 区	6人	下越1地区4人、下越2地区2人
	佐 渡 地 区	1人	